

東京都における窓口事務の標準処理期間

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱
東京都交通局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱
東京都水道局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱
東京都下水道局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱
東京都教育委員会の窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱
東京都人事委員会の許認可等事務の標準処理期間に関する要綱

平成29年11月17日

東京都公報別冊

目 次

○窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱	1
(別表)	
・政策企画局	2
・青少年・治安対策本部	2
・総務局	2
・財務局	3
・主税局	4
・生活文化局	7
・オリンピック・パラリンピック準備局	1 5
・都市整備局	1 5
・環境局	3 7
・福祉保健局	5 7
・産業労働局	1 1 3
・中央卸売市場	1 3 3
・建設局	1 3 7
・港湾局	1 4 4
○東京都交通局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱	1 4 9
○東京都水道局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱	1 5 1
○東京都下水道局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱	1 5 4
○東京都教育委員会の窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱	1 5 8
○東京都人事委員会の許認可等事務の標準処理期間に関する要綱	1 6 3

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱

		平成6年9月30日
		公 告
改 正	平成7年3月30日	平成18年6月1日
	平成8年3月29日	平成19年5月31日
	平成9年7月10日	平成20年6月17日
	平成11年3月31日	平成22年7月16日
	平成12年3月31日	平成23年7月28日
	平成13年3月30日	平成24年9月14日
	平成14年5月30日	平成25年9月20日
	平成15年5月30日	平成26年9月12日
	平成16年9月30日	平成27年9月18日
	平成17年11月25日	平成28年9月16日
		平成29年11月17日

(目的)

第1条 この要綱は、窓口事務に係る標準処理期間を定め、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することによって、行政運営における公正の確保及び透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が都民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、都民の利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 許認可等窓口事務 申請（法令及び条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。）に基づいて処理する窓口事務をいう。
- (2) 標準処理期間 窓口事務の処理に通常要する期間をいう。
- (3) 処理機関 窓口事務を処理する本庁（東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号。以下「組織規程」という。）第4条に規定する本庁をいう。）、本庁行政機関（組織規程第5条に規定する本庁行政機関

をいう。）及び地方行政機関（組織規程第6条に規定する地方行政機関をいう。）をいう。

- (4) 経由機関 法令及び条例等により申請の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。
- (5) 経由日数 申請が経由機関の事務所に到達してから処理機関の事務所に到達するまでに通常要する日数をいう。
- (6) 受付機関 許認可等窓口事務以外の窓口事務に係る書類等の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。

(標準処理期間)

第3条 標準処理期間は、別表に定めるとおりとする。

(標準処理期間の算定)

第4条 標準処理期間は、申請その他の窓口事務に係る書類等を提出する行為（以下「申請等」という。）が処理機関（経由機関又は受付機関がある場合は、当該機関）の事務所に到達した日（期間を定めて申請等を受け付ける場合は、当該申請等の期間の締切日）から起算して当該処理機関が申請等をした者に対して通知等を行う日までの日数とする。

- 2 標準処理期間は、法令、条例等により定められている国、他の地方公共団体等関係機関への協議及び照会並びに審議会、審査会等における審議、審査等に要する日数を含むものとする。
- 3 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。
 - (1) 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条に定める休日の日数
 - (2) 申請等の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に要する日数
 - (3) 経由機関又は受付機関が大島支庁、三宅支庁、八丈支庁又は小笠原支庁である場合の処理機関への申請等に係る書類等の運搬に要する日数

(処理機関の責務)

第5条 処理機関は、その窓口事務について、別表に定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。

- 2 処理機関は、窓口事務の処理に際し、申請者の求めがあったときは、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令 等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
政策企画局 1	東京都共用記者室利用承認	東京都共用記者室設置運営要綱第5条	調整部報道課	7			2	
青少年・治安対 策本部 1	自転車貨物運送事業者の登録	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第31条第1項	総合対策部交通安全課	25			3	
青少年・治安対 策本部 2	自転車貨物運送事業者の登録 事項の変更	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第32条第2項	総合対策部交通安全課	15			3	
青少年・治安対 策本部 3	自転車貨物運送事業者の登録 の抹消	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第32条第2項、第33条 第3項	総合対策部交通安全課	5			3	
青少年・治安対 策本部 4	自転車旅客運送事業者の登録	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第35条第1項	総合対策部交通安全課	25			3	
青少年・治安対 策本部 5	自転車旅客運送事業者の登録 事項の変更	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第35条第2項	総合対策部交通安全課	15			3	
青少年・治安対 策本部 6	自転車旅客運送事業者の登録 の抹消	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第35条第2項	総合対策部交通安全課	5			3	
青少年・治安対 策本部 7	自転車貸付事業者の登録	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第36条第1項	総合対策部交通安全課	25			3	
青少年・治安対 策本部 8	自転車貸付事業者の登録事項 の変更	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第36条第2項	総合対策部交通安全課	15			3	
青少年・治安対 策本部 9	自転車貸付事業者の登録の抹消	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第36条第2項	総合対策部交通安全課	5			3	
総務局 1	公文書の閲覧	東京都公文書館処務規程第1条第4号	公文書館	1			3	
総務局 2	給付を受ける権利の裁定	恩給法第12条	人事部制度企画課	30			1	ただし、次の場合は90 日 ・本人に対する恩給 ・重度障害者に対する扶 助料

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令 等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
総務局 3	給付を受ける権利の裁定	東京都恩給条例第 11 条	人事部制度企画課	30			2	ただし、次の場合は 90 日 ・本人に対する恩給 ・重度障害者に対する扶助料
総務局 4	給付を受ける権利の裁定	雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例第 6 条	人事部制度企画課	30			2	ただし、次の場合は 90 日 ・本人に対する恩給 ・重度障害者に対する扶助料
総務局 5	東京都行政書士会会則の変更の認可	行政書士法第 16 条の 2	行政部振興企画課	20			1	
総務局 6	行政書士試験合格証明書の交付	行政書士法施行細則第 4 条	行政部振興企画課	5			3	
総務局 7	小笠原住宅使用許可	東京都小笠原住宅条例第 4 条	小笠原支庁	4			2	
総務局 8	人権プラザ施設の使用承認	東京都人権プラザ条例第 4 条	人権部人権施策推進課	1	指定管理者		2	
総務局 9	人権プラザ施設の使用料の減額	東京都人権プラザ条例第 11 条	人権部人権施策推進課	1			2	
財務局 1	建設工事等競争入札参加資格審査（定期受付）	東京都契約事務規則第 4 条、第 27 条	経理部契約第一課	55			3	申込者全てについて資格審査し、格付するため、日数を要する。
財務局 2	建設工事等競争入札参加資格審査（随時受付）	東京都契約事務規則第 4 条、第 27 条	経理部契約第一課	20			3	
財務局 3	建設工事等競争入札参加資格再審査	東京都契約事務規則第 4 条、第 27 条	経理部契約第一課	10			3	
財務局 4	建設工事等競争入札参加資格審査内容変更	東京都契約事務規則第 4 条、第 27 条	経理部契約第一課	1			3	
財務局 5	物品買入れ等競争入札参加資格審査（定期受付）	東京都契約事務規則第 4 条、第 27 条	経理部契約第二課	100			3	申込者全てについて資格審査し、格付するため、日数を要する。
財務局 6	物品買入れ等競争入札参加資格審査（随時受付）	東京都契約事務規則第 4 条、第 27 条	経理部契約第二課	20			3	
財務局 7	物品買入れ等競争入札参加資格審査内容変更	東京都契約事務規則第 4 条、第 27 条	経理部契約第二課	1			3	

※「区分」1：法令を根拠とする許認可等窓口事務、2：条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3：許認可等窓口事務以外の窓口事務

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令 等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
財務局 8	事業の準備のための立入の許可	土地収用法第 11 条第 1 項	財産運用部管理課	15			1	
財務局 9	土地の試掘等のための許可	土地収用法第 14 条第 1 項	財産運用部管理課	20			1	
財務局 10	事業の認定	土地収用法第 16 条	財産運用部管理課	45			1	
財務局 11	土地の形質の変更の許可	土地収用法第 28 条の 3 第 1 項	財産運用部管理課	10			1	
財務局 12	土地の形質変更、工作物の新築 等に係る承認	土地収用法第 89 条第 1 項	財産運用部管理課	10			1	
財務局 13	行政財産の使用許可	地方自治法第 238 条の 4 第 7 項	建築保全部庁舎管理課	60			1	付議機関における調査・審議に日数を要する。
主税局 1	個人事業税の減免	地方税法第 72 条の 62、東京都都税条例第 39 条の 7	都税事務所、支庁	15	都税支所	1	3	
主税局 2	宿泊税申告納期限の特例適用者 指定申請	東京都宿泊税条例第 7 条第 2 項	千代田都税事務所	30	都税事務所、都税 支所、支庁	1	3	
主税局 3	宿泊税納入義務免除（還付）申 請	東京都宿泊税条例第 9 条第 1 項	千代田都税事務所	60	都税事務所、都税 支所、支庁	1	3	
主税局 4	都民税利子割・配当割・株式等 譲渡所得割更正請求	地方税法第 20 条の 9 の 3	中央都税事務所	60			3	
主税局 5	自動車税（普通徴収分）の減免	地方税法第 162 条、東京都都税条例第 82 条、第 83 条、第 84 条	都税総合事務センター	30	都税事務所、都税 支所、支庁	1	3	
主税局 6	自動車税（証紙徴収分）・自動 車取得税の減免	地方税法第 162 条、東京都都税条例第 82 条、第 83 条、第 84 条、地方税法第 128 条、東京都都税条例第 103 条	都税総合事務センター	30	都税事務所、都税 支所、支庁	1	3	
主税局 7	免税軽油使用者証交付	地方税法第 144 条の 21 第 2 項	都税事務所、支庁	6			3	
主税局 8	軽油引取税の課税免除	地方税法第 144 条の 5、第 144 条の 6	都税事務所、支庁	30			3	
主税局 9	軽油引取税の減免	地方税法第 144 条の 42、東京都都税条例 第 103 条の 17	都税事務所、支庁	10			3	
主税局 10	免税軽油の譲渡承認	地方税法第 144 条の 3 第 3 項	都税事務所、支庁	2			3	
主税局 11	軽油引取税の納入義務免除（還 付）申請（地方税法第 144 条の 30 適用の場合）	地方税法第 144 条の 30	都税事務所、支庁	60			3	地方税法第 144 条の 30 第 3 項で 60 日と規定
主税局 12	法人事業税申告書提出期限延長 承認（地方税法第 72 条の 25 第 2 項適用の場合）	地方税法第 72 条の 25 第 2 項、第 4 項、 第 72 条の 28 第 2 項、東京都都税条例第 35 条第 1 項第 2 号	都税事務所、支庁	15	都税支所	1	3	

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令 等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
主税局 13	法人事業税申告書提出期限延長承認(地方税法第72条の25第3項適用の場合)	地方税法第72条の25第3項、第5項、第72条の28第2項、東京都都税条例第35条第1項第3号	都税事務所、支庁	15	都税支所	1	3	
主税局 14	法人等の都民税に係る均等割の免除	地方税法第61条、第323条、東京都都税条例第117条の2、第206条	都税事務所、支庁	20	都税支所	1	3	
主税局 15	法人事業税・都民税更正請求	地方税法第20条の9の3第1項、第2項、第53条の2、第72条の33の2、第72条の48の2第4項、第321条の8の2	都税事務所、支庁	60	都税支所	1	3	分割支店法人は100日
主税局 16	法人都民税・事業税に係る電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存等の承認	地方税法第748条、第749条	都税事務所、支庁	60	都税支所	1	3	
主税局 17	鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う法人に係る法人事業税の付加価値額及び所得区分計算の承認	地方税法第72条の24の5、東京都都税条例第32条	都税事務所、支庁	60	都税支所	1	3	
主税局 18	法人都民税・事業税、固定資産税(償却資産)、事業所税に係る電子申告の利用の届出	東京都都税条例施行規則第47条の4第1項	都税事務所、支庁	2			3	
主税局 19	中小企業者向け省エネ促進税制による事業税(法人・個人)の減免決定事務	地方税法第72条の49の4、地方税法第72条の62、東京都都税条例第37条第1項、第39条の7第1項	都税事務所、支庁	60	都税支所	1	3	自主決定法人等は100日
主税局 20	事業所税の減免	地方税法第701条の57、東京都都税条例第188条の23	都税事務所	25			3	
主税局 21	固定資産評価証明書の発行	地方税法第382条の3	都税事務所	1			3	
主税局 22	固定資産税及び都市計画税の減免	東京都都税条例第134条第1項、第188条の30	都税事務所	25			3	
主税局 23	固定資産税及び都市計画税の減額	地方税法附則第15条の6から附則第15条の10まで	都税事務所	30			3	
主税局 24	不動産取得税の減免	東京都都税条例第48条の9第1項	都税事務所、支庁	25	都税支所	1	3	
主税局 25	住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額	地方税法第73条の24	都税事務所、支庁	20	都税支所	1	3	
主税局 26	特別土地保有税非課税土地確認申請	地方税法第601条第1項	都税事務所	20			3	
主税局 27	特別土地保有税特例譲渡確認申請	地方税法第602条第1項	都税事務所	20			3	

※「区分」1:法令を根拠とする許認可等窓口事務、2:条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3:許認可等窓口事務以外の窓口事務